

令和元年6月18日  
生活支援部医療保険課

## 東日本大震災に伴う保険料等の免除措置の延長について

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者にかかる国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料及び一部負担金の免除措置について、国からの通知により、平成23年3月から実施してきた。今般、国より本措置を延長する旨の通知があったため、以下のとおり免除措置について延長し、実施している。

### 1 対象者

江東区に居住する被保険者で以下に該当する者

- ① 震災時に帰還困難区域等に居住していた者
- ② 上位所得層（基準所得額等が600万円を超える世帯）を除く震災時に旧避難指示区域等に居住していた者

### 2 免除内容

従 前	延 長 後
①平成31年3月31日までに納期限が到来する保険料	①令和2年3月31日までに納期限が到来する保険料
②平成31年2月28日までにかかる一部負担金	②令和2年2月29日までにかかる一部負担金

### 3 周知について

区報及びホームページへ掲載のほか、対象者には個別に通知を送付

### 4 その他

- (1) 免除措置にかかる財源は全額国庫負担となっている。
- (2) 介護保険についても同様の措置がある。